

**(15) 「医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査（案）」**  
〈平成 24 年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査（平成 24 年度調査）の実施について（案）より〉

- ▷ 平成24年2月10日に中央社会保険医療協議会が「平成24年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見」をとりまとめました。この附帯意見を受ける形で、中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会が「平成24年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」を策定しました。
- ▷ 特別調査は10項目について行われることが決定され、その中のひとつに「医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査」が実施されることが正式に決定されました。
- ▷ この調査では、感染症対策などの医療安全対策が適切に実施されているかが検証されるとともに、感染防止対策加算の届出を行っている保険医療機関を調査客体とし、院内感染防止対策の実施状況が調査されることになっています。
- ▷ 中医協によって感染防止対策の実施状況が公的に調査されるのは初めてのことであり、今後はどのような調査票が作成され、いつ調査が実施され、いつ頃報告書がまとめられるのかが注目されることとなります。

## 平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査（平成24年度調査）の 実施について（案）

### 1. 目的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において策定された「平成24年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお受託業者は、受託決定後に調査検討委員会の事務局を担当する。

### 3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、下線の6項目を平成24年度調査として実施することとする。なお、平成24年度調査については、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り後ろ倒しで調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査（別紙1）
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査（別紙2）
  - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
  - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査（別紙3）
- (4) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査（別紙4）
- (5) 訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査（別紙5）
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査（別紙6）
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査（別紙7）
- (8) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査（別紙8）
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査（別紙9）
- (10) 後発医薬品の使用状況調査（別紙10）

(別紙 9)

## 医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査 (案)

### 1. 調査の目的

平成 24 年度改定において、医療従事者と患者との対話を促進するための医療有資格者等による患者等に対する相談窓口の設置など、患者サポート体制を充実させるための具体的な対応策をあらかじめ準備し、患者の不安の解消に積極的に取り組んでいる医療機関への評価を新設した。さらに、診療報酬項目の簡素化の観点から、すでに多くの病院で実施されている加算について、入院基本料、特定入院料で包括して評価することとした。療養病棟及び診療所の療養病床については、評価体系の見直しを行い、原則を下回る場合に療養環境の改善計画を提出させることとした。また、医療安全対策を推進するため、院内感染防止策に関する評価の見直しや、医療機器の保守管理について、薬事法や医療法上の取扱いを踏まえ、高い機能を有するCT及びMRI の画像診断装置における診療報酬を請求するための施設基準の見直しを実施した。これらの評価等の見直しによる影響についての調査を行う。

### 2. 検証のポイント

感染症対策などの医療安全対策が適切に実施されているか、また患者に対する相談体制についてはどのように実施されているか、加算から包括評価への見直しとなったことによる影響、療養環境の改善状況等について検証を行う。

### 3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、療養病棟療養環境加算、療養病棟療養環境改善加算、診療所療養病床療養環境加算、診療所療養病床環境改善加算

CT撮影装置及びMRI撮影装置を導入している保険医療機関

栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算を平成 24 年 3 月 31 日まで算定していた保険医療機関

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

### 4. 主な調査項目

- ・ 院内感染防止対策の実施状況
- ・ 各種医療安全対策の実施状況
- ・ 患者サポート体制、相談支援体制の実施状況
- ・ 栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算を算定していた保険医療機関における入院基本料及び特定入院料の算定状況
- ・ 療養病棟及び療養病床についての療養環境の整備状況
- ・ CT撮影装置及びMRI撮影装置に関する施設基準の見直しに係る影響

等

(\*青色下線は編集部による)

◎出典

厚生労働省「平成 24 年 4 月 25 日、中央社会保険医療協議会資料」より

〈メディカル ドゥ編集部／平野泰弘〉